2　法第三十三条の二十七第三項ただし書の環境大臣等の発する命令で定める軽微な事項に係る変更は、法第三十三条の二十六第一項の登録を受けた者の住所（法人にあっては、その代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更とする。

3　法第三十三条の二十七第五項の認定関係事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

一～八　（略）

4　認定機関は、法第三十三条の二十七第五項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

5　認定機関は、法第三十三条の二十七第五項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（認定機関が行う表示に係る電磁的方法）

第四十一条　法第三十三条の二十七第七項第三号の環境大臣等の発する命令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第三十三条の二十七第七項第四号の環境大臣等の発する命令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　（略）

（認定機関の帳簿）

第四十二条　法第三十三条の二十七第八項の環境大臣等の発する命令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二～四　（略）

五　申請者に製品の原材料である原材料器官等又は特定器官等の譲渡し又は引渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六～八　（略）

（認定関係事務の休廃止の許可の申請）

第四十三条　認定機関は、法第三十三条の二十七第九項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（認定関係事務の引継ぎ等）

第四十四条　認定機関は、環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の三十三において準用する法第二十四条第十項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、法第三十三条の二十七第九項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の二十九第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

（新規）

2　法第三十三条の九第四項の認定関係事務の実施に関する規程は、次の事項について定めるものとする。

一～八　（略）

3　認定機関は、法第三十三条の九第四項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

4　認定機関は、法第三十三条の九第四項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（電磁的方法）

第十三の二　法律第三十三条の九第六項第三号の環境省令、経済産業省令で定める方法は、当該電磁的記録に記載された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第三十三条の九第六項第四号の環境省令、経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

3　（略）

（帳簿）

第十四条　法第三十三条の九第七項の環境省令、経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二～四　（略）

五　申請者に製品の原材料である原材料器官等又は特定器官等の譲渡し又は引渡しをした者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

六～八　（略）

（認定関係事務の休廃止の許可の申請）

第十五条　認定機関は、法第三十三条の九第八項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

（認定関係事務の引継ぎ等）

第十六条　認定機関は、環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の十五において準用する法第二十四条第九項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、法第三十三条の九第八項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣及び経済産業大臣が法第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）